

川越市地域防災計画概要について

○計画の目的

川越市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災に関し、本市、川越地区消防組合、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体（以下「防災関係機関」という。）がその全機能を有効に発揮し、市民と協働して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

○計画の性格及び範囲

- 1 本計画は、本市の地域に係る防災に関し、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- 3 本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、本市が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

○計画の目標

本計画は、本市において発生の可能性がある地震災害、風水害及び大規模事故災害に対処することを目標とする。

○計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものである。